



佐賀県公報

平成16年
7月30日
(金曜日)
第12487号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○解除予定保安林 (五〇七・森林整備課) 一

〃 (五〇八・) 一

公告

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づ

く感染症予防計画の変更 (健康増進課) 二

○貸金業者の登録の取消 (商工課) 二

○都市公園の区域の変更 (まちづくり推進課) 二

○県営千代田中央地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 三

公安委員会事項

○落札者等の公示 (公告) 三

○警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施 () 三

○ 告 示

●佐賀県告示第五百七号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀郡富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線施設用地とするため。

（「次の図」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第五百八号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀郡富士町大字畑瀬字千田ヶ原一の一（次の図に示す部分に限る。）

一の一七、一の一八

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

ダム用地及びダム事業用地とするため。

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀郡富士町大字関屋字鶴四六四〇の二・四六九五の一・四六九五の二・四六九七（以上四筆国有林）、四六四〇の一、四六五六、四六五七、四六九一の一、四六九四、四六九六、四七一〇、四七一一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 解除の理由
ダム事業用地とするため。

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課並び

と賀市巨勢町大字牛島569番地1)

○ 公 告

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条第3項の規定により、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を変更したので、同条第5項の規定により公表します。

なお、佐賀県健康福祉本部健康増進課及び県内各保健所において閲覧することができます。

平成16年7月30日

佐賀県知事 古 川 康

次の貸金業者について、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号及び貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第136号）附則第7条の規定により、平成16年7月22日貸金業者の登録を取り消した。

平成16年7月30日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 (1) 商号又は名称 糸山商事
- (2) 氏名 糸山孝幸
- (3) 主たる営業所等の所在地 佐賀郡川副町大字福富 9-1 渋谷コーポ 207
- (4) 登録番号 佐賀県知事(4)第00628号
- (5) 登録年月日 平成15年11月17日
- 2 (1) 商号又は名称 大栄商事
- (2) 氏名 村岡秀起

(3) 主たる営業所等の所在地 佐賀市巨勢町大字牛島569番地1

(4) 登録番号 佐賀県知事(1)第00840号

(5) 登録年月日 平成15年7月17日

3 (1) 商号又は名称 神埼クレジット

(2) 氏名 山本哲也

(3) 主たる営業所等の所在地 佐賀市松原三丁目3-7 増田ビル3F

(4) 登録番号 佐賀県知事 (N1) 第00829号

(5) 登録年月日 平成14年12月19日

佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）第13条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更します。

なお、関係図書は、佐賀県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供します。

平成16年7月30日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市公園の名称

佐賀城公園

2 都市公園の区域

変更前 佐賀市内一丁目3番、4番1、4番2、5番、6番、63番、107番1、228番から230番まで、232番1、233番1、233番2、234番、259番4、317番1、318番、319番1及び327番1、城内二丁目1番、6番1、7番から9番まで、27番、337番、342番から345番まで、415番3及び423番1、水ヶ江一丁目268番から271番まで及び291番、水ヶ江三丁目121番1、鬼丸町159番2、160番1、160番2、163番及び164番、赤松町220番、221番1及び221番2並びに与賀町1番及び2番
変更後 上記に「佐賀市内二丁目377番から384番まで、385番1、385番

<p>2、386番1、415番1、415番2及び416番から422番まで」を追加する。</p> <p>3 供用開始の期日 平成16年8月1日</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(湛水防除 クリーク防災機能保全対策)千代田中央地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年7月30日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(湛水防除 クリーク防災機能保全対策)千代田中央地区の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年8月2日から平成16年8月27日まで</p> <p>3 縦覧の場所 千代田町役場</p>	<p>佐賀県警察行政手続電子化システム設計・開発業務委託 一式</p> <p>3 入札公告を行った日 平成16年5月10日</p> <p>4 落札者を決定した日 平成16年6月28日</p> <p>5 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 N S 共同企業体 代表者 日本電気株式会社佐賀支店 支店長 岩夫 昭典 (2) 住所 佐賀県佐賀市駅南本町5番1号</p> <p>6 落札金額 77,910,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県警察本部会計課 (2) 所在地 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号</p>
<p>○ 公安警察官事務</p> <p>次のとおり落札者等について公告します。</p> <p>平成16年7月30日</p> <p>収支等命令者 佐賀県警察本部会計課長 中村 好久</p> <p>1 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札</p> <p>2 落札に係る調達物件の名称及び数量</p>	<p>警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。</p> <p>平成16年7月30日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 井田 出海</p> <p>1 講習の種別及び期日 (1) 警備員指導教育責任者講習</p>

<p>平成16年9月6日(月曜日)から平成16年9月10日(金曜日)までの5日間(各日とも午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 機械警備業務管理者講習</p> <p>平成16年9月1日(水曜日)から平成16年9月3日(金曜日)までの3日間(各日とも午前9時から午後5時まで)</p> <p>2 実施場所 佐賀郡大和町大字久池井3227番地 ユースピア佐賀</p> <p>3 受講対象者</p> <p>(1) 警備員指導教育責任者講習は、次のいずれかに該当する者を対象として行います。</p> <p>ア 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者</p> <p>ウ 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 機械警備業務管理者講習については、受講対象者に制限はありません。</p> <p>4 受講定員</p> <p>(1) 警備員指導教育責任者講習 50人(予定)</p> <p>(2) 機械警備業務管理者講習 20人(予定)</p> <p>5 申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習</p>	<p>平成16年8月9日(月曜日)から平成16年8月20日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>イ 機械警備業務管理者講習</p> <p>平成16年8月4日(水曜日)から平成16年8月17日(火曜日)までの午前9時から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(2) 申込先 佐賀県内の各警察署生活安全課</p> <p>なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>6 申込手続</p> <p>(1) 受講しようとする講習の受講申込書2通に必要事項を記入のうえ、写真(受講申込み前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、無背景で、縦3センチメートル横2.4センチメートルのもの)をそれぞれはり付け、申込先に提出してください。</p> <p>(2) 警備員指導教育責任者講習の受講申込みについては、3の(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書類を2通の受講申込書それぞれに添付してください。</p> <p>ア 3の(1)のアに該当する者 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>イ 3の(1)のイに該当する者 検定規則第1条第2項に規定する1級検定に係る合格証の写し</p> <p>ウ 3の(1)のウに該当する者 検定規則第1条第2項に規定する2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>7 講習の手数料の額、納付方法等</p>
---	---

(1) 講習の手数料は、警備員指導教育責任者講習は37,000円、機械警備業務管理者講習は38,000円です。

(2) 手数料は、講習の初日に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、講習を受けなかった場合でも返還はできません。

8 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

9 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具及びノート類を持参してください。

(2) 問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033）に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)